

## 火災共済制度改定のご案内

この度、令和6年10月以降共済始期のご契約について、火災共済制度の改定を実施いたします。主な改定の内容は以下のとおりです。

ご不明な点がございましたら、当組合までお問合せください。

### 主な改定内容

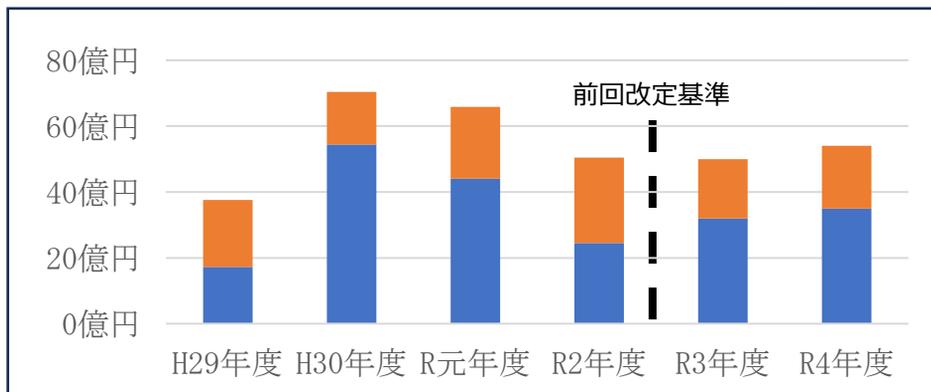
- ◆ 共済掛金の改定
- ◆ リスク実態に応じた割引率・係数の改定
- ◆ その他

## 共済掛金の改定

### (1) 共済掛金率の改定

- 頻発する自然災害や建物の老朽化に伴い、共済金のお支払いが急増しております。
- 今後も安定的に皆様へ補償を行っていくために、リスク実態に応じた掛金率の見直しを行います。

共済金の推移（全国）



### (2) 水災掛金率の細分化

- 住宅物件について、市区町村別に等区分を設け水災共済金掛金率の細分化を行います。

地域の単位：共済の対象となる建物が所在する市区町村別

等区分数：「1等地」から「5等地」の5区分

※等区分について、以下から検索が可能です。

損害保険料率算出機構のホームページ>保険料率の算出>火災保険参考準率>水災等地検索  
<https://www.giroj.or.jp/ratemaking/fire/touchi/>

(1) 築浅割引の拡充

- 住宅や事業用の建物の築浅割引を拡充いたします。

現 行		改 定 後	
築年数	築浅割引率	築年数	築浅割引率
10年未満	60 %割引	5年未満	70 %割引
		5年以上10年未満	60 %割引
10年以上20年未満	30 %割引	10年以上20年未満	30 %割引

(2) 築年数による係数の新設

- 築年数の古い物件は築浅物件に比べ損害率が高いことから、よりリスクを反映した共済掛金率とするため、築年数が25年以上または不明の建物に対して1.1の係数を適用します。

築年数	現 行	改 定 後
20年未満	共済掛金率×築浅割引率	共済掛金率×築浅割引率
20年以上25年未満	共済掛金率	共済掛金率
25年以上または不明		共済掛金率×1.1

その他

(1) 地震危険補償特約の被害認定基準の改定

- 市区町村が発行するり災証明書の被害認定基準に「中規模半壊」が新設されたことに伴い、下表のとおり改定します。

支払の対象	現 行	全壊	大規模半壊	半壊		準半壊	一部損壊
		○	○	○		×	×
改定後	改定後	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
		○	○	○	○	×	×

(2) 宅配物等の非対面受取り（置き配）の補償対象への追加

- 新総合火災共済の家財を共済の対象とする契約において、置き配など非対面での受け渡しのために、所定の場所に配達された荷物や宅配ボックス等の動産で、敷地内に所在するものを共済の対象（家財）とします。

○このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。

○ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

○当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引受けいたします。

